

サイトメンテナンス代行サービス個別規定

(Web関連サービス概要)

第1条 当社は、サイトメンテナンス代行サービスとして、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo! (Google提携サイトを含む) の2社 (Yahooディレクトリを除く) (以下、「検索エンジン」という。) からペナルティが科されると推定される外部要因に対して、適切な処置を施し、検索エンジンの検索結果への影響を防ぐための作業を行います。

(確認事項)

第2条 お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による施策の実施によっても、すべてのマイナス要因が排除されることを保証するものではないこと、要因の排除が順位に悪影響を与えない保証は無いことを確認したものとし、URL表示順位の上昇が達成されない場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還をしないことを承諾したものとします。

(お客様による作業)

第3条 当社は本申込書を頂戴するまでに、必要なツールの授受や内部施策案等お客様に実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様に係る作業の実施を完了してから2ヵ月が経過しない間は、契約の解約ができません。

(作業の実施)

第4条 作業は、当社が別途定めた業務仕様に基づいて実施します。ただし見積書に定めのある場合又は相互の確認により別途基準を定めた場合には、その内容が優先します。

(違約金)

第5条 お客様がウェブページ・ドメインの抹消等、メンテナンス作業を妨害させる行為を行った場合、その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヵ月分 (定額で料金を定めた場合はその金額) を当社に支払うものとします。契約期間中に本契約の解約を希望する場合には、本来の契約期間満了日までの料金を、当社に支払うものとします。

株式会社PLAN-B

制定：2013年9月1日

改訂：2023年4月14日